専門業務型裁量労働制の労使協定書

株式会社○○○○○と、甲従業員の過半数を代表する者 ○○○○○は、労働基準法第38条の3の規定に基づき、専門業務型裁量労働制に関して、以下の通り協定する。

（対象従業員）

1. 本協定は、次の各号に掲げる従業員（以下｢裁量労働従事者｣という）に適用する。
	* 1. ○○○○○○部において○○○○○○の業務に従事する従業員
		2. ○○○○○○部において○○○○○○の業務に従事する従業員

（専門業務型裁量労働制の原則）

1. 当社は、裁量労働従事者に対して業務遂行の手段および時間配分の決定などにつき、具体的な指示を行わないものとする。

（みなし労働時間）

1. 裁量労働従事者が所定労働日に勤務した場合の労働時間は、当社就業規則に定める就業時間にかかわらず、１日○時間とみなす。

（時間外手当）

1. 裁量労働従事者のみなし労働時間が当社就業規則に定める所定労働時間を超える部分については時間外労働として取り扱い、当社就業規則第○○条により定めるところの割増賃金を支払う。

（休憩、休日）

1. 裁量労働従事者の休憩および所定休日は、当社就業規則の定めるところによる。

（裁量労働従事者の出勤などの際の手続き）

1. 裁量労働従事者は、出退勤についてタイムカードの打刻を行うものとする。
	1. 裁量労働従事者が、出張など業務の都合により事業場外で従事する場合には、事前に所属長の了承を得てこれを行わなければならない。なお労働時間については本協定第３条に定めるみなし労働時間を適用する。
	2. 裁量労働従事者が所定休日に勤務する場合は、協定の範囲内で事前に所属長に申請し、許可を得なければならない。また裁量労働従事者の休日労働に対しては、本社就業規則第○条の定めるところにより割増賃金を支払う。
	3. 裁量労働従事者が深夜に勤務する場合は、事前に所属長に申請し、許可を得なければならない。また裁量労働従事者の深夜労働に対しては、本社就業規則第○条の定めるところにより割増賃金を支払う。

（対象従業員の健康と福祉の確保）

1. 裁量労働従事者の健康と福祉を確保するために、次の措置を講ずるものとする。
2. 裁量労働従事者の健康状態などを把握するために次の措置を実施する。
	1. 所属長は、裁量労働従事者の在社時間をタイムカードの記録により把握する。
	2. 裁量労働従事者については、３ヶ月に１回、所属長が健康状態を含む担当業務について個人面談を行う。
3. (1)の結果をとりまとめ、産業医に提出するとともに、産業医が必要と認める場合には次の措置を実施する。
	1. 定期健康診断とは別に、特別健康診断を実施する。
	2. 特別休暇を付与する。
4. 精神・身体両面の健康についての相談室を○○○○部に設置する。

（裁量労働制の中止）

1. 前条の措置の結果、裁量労働従事者に専門業務型裁量労働制を適用することがふさわしくないと認められた場合、または裁量労働従事者が専門業務型裁量労働制の適用の中止を申し出た場合は、当該労働者に専門業務型裁量労働制を適用しないものとする。

（裁量労働従事者の苦情の処理）

1. 裁量労働従事者から苦情などがあった場合には、次の手続きに従い、対応するものとする。
2. 裁量労働相談室を次のとおり開設する。
	1. 場所 ○○○○○
	2. 開設日時　 毎週○曜日　○○：○○～○○：○○
	3. 相談員　 ○○　○○
3. 取り扱う範囲を次のとおりとする。
	1. 裁量労働制の運用に関する全般の事項
	2. 裁量労働従事者に適用している評価制度、これに対応する賃金制度などの処遇制度の全般
4. 相談者の秘密を遵守し、プライバシー保護に努めるとともに、必要に応じて実態調査を行い、解決策を労使に報告する。

（記録の保存）

1. 当社は、裁量労働従事者の勤務状況、裁量労働従事者の健康と福祉確保のために講じた措置、裁量労働従事者からの苦情について講じた措置の記録を有効期間の始期から有効期間満了後○年間を経過するときまで保存することとする。

（有効期間）

1. 本決議の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○年間とする。

令和○年○月○日

株式会社○○○○○

代表取締役　○○　○○　　　　　印

従業員の過半数を代表する者

 （自署）　　○○　○○　　　　　印